

## 八王子市デジタル地域通貨事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）が実施するデジタル地域通貨事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「デジタル地域通貨」とは、市が利用者に対し発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、利用者が本要綱及び別途定める規約等の条件に従い、加盟店において電子デジタル地域通貨利用取引の決済に利用することができるものをいう。
- (2) 「受託者」とは、市と八王子市デジタル地域通貨等業務委託を契約した者をいう。
- (3) 「加盟店」とは、八王子市デジタル地域通貨事業加盟店規約（以下、「加盟店規約」という。）の規定に基づき、市と加盟店契約を締結した店舗（事業所）をいう。
- (4) 「利用者」とは、八王子市デジタル地域通貨事業利用規約（以下、「利用規約」という。）の規定に基づき、デジタル地域通貨の利用者登録をした者をいう。
- (5) 市が発行するデジタル地域通貨のポイントは、「地域ポイント」、「ふるさと納税ポイント」、「マネー」の3種類とする。
- (6) 「地域ポイント」とは、イベントへの参加や各種ボランティア、エコ活動等への参加で付与されるポイントをいう。
- (7) 「ふるさと納税ポイント」とは、市外在住者から市へのふるさと納税（寄附に対する返礼品として付与されるポイント）をいう。
- (8) 「マネー」とは、地域ポイントとふるさと納税ポイント以外で付与されるポイントをいう。

### (愛称及び価値)

第3条 デジタル地域通貨の愛称は「桑都ペイ」とする。

2 デジタル地域通貨の単位は「ポイント」とし、その価値は1ポイント1円とする。

### (ポイントの発行等)

第4条 市は、この要綱の定めるところにより、ポイントを発行する。この場合において、ポイントの発行額は、予算の範囲内において定めるものとする。

2 受託者は、市と事前に協議を行い、市が指定する利用者や特定のイベント参加者等に対してポイントを付与する。

### (ポイントの利用期限)

第5条 地域ポイントの利用期限は、令和9年(2027年)2月28日とする。また、利用済みの地域ポイントを除き、利用期限が令和7年(2025年)10月31日のものは、令和9年(2027年)2月28日に延長する。

2 ふるさと納税ポイントの利用期限は、付与された日より 180 日とする。

3 マネーの利用期限は、付与を決定する事業ごとに別に定める。

(ポイントの利用範囲)

第6条 ポイントは、利用者と加盟店との間における取引でのみ利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する取引には利用できない。

(1) 出資や債務の支払い。

(2) 現金との換金、金融機関への預け入れ。

(3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券等）、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。

(4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に関わる支払い。

(6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものとの取引。

(7) 各加盟店が利用を不可としたもの。

(8) その他、取扱いが不適当と市が認めるもの。

(ポイントの払戻し)

第7条 利用者に対し、本要綱第5条に規定する利用期限内に利用されなかったポイントの払戻しは、一切しないものとする。

2 利用期限内に利用されなかったポイントは、市の歳入として取り扱う。

(不正利用等)

第8条 市は、ポイントの取扱いについて、本要綱の定める禁止事項その他不正な利用が行われた又はそのおそれがあると判断した場合、利用者に対し通知することなく、付与したポイントを取り消す等の措置を講ずるものとする。

(加盟店)

第9条 加盟店は、加盟店規約の規定を遵守し、デジタル地域通貨事業に参加するものとする。

(利用者)

第10条 利用者は、利用規約の規定を遵守し、デジタル地域通貨を利用するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）9月14日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年（2024年）10月17日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。